

## 令和5年第2回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年2月2日（木）午後2時00分から午後2時20分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、中村 茂、小林 司朗、奥村 久光、若尾 英夫、 可児 博恭、玉木 武義、奥村 武司、伊藤 卓、奥村 富雄、栗本 京治、 樋口 孝男
農地利用最適 化推進委員	熊澤 政行、佐橋 和弘、勝野 仁司、奥村 廣二、飯田 繁好、鈴木 好則、 奥村 松市、奥村 榮造、三宅 静喜
欠席委員	中根 章子
事務局	局長 高井美樹、課長 後藤道広、係長 山口嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第6号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第8号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第2回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番、中根章子委員から欠席届が提出されておりますので、 13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和5年第2回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、13番樋口孝男委員、2番大澤正幸委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設 定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号1番の案件が、日程第3、議案第7号、農地法第5条第1項の規定によ る許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連してお りますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第2、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転4件、使用貸借権の設定1件の合計5件です。

受付番号1番は、多治見市の法人と土岐市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

事業計画変更、受付番号1番の案件との同時申請となります。

日程第3、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転1件です。

事業計画変更、受付番号1番は、多治見市の法人と土岐市の法人が、売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を行い、計画どおり事業を進める予定でしたが、造成費が予想以上に嵩むことが分かり、事業計画を断念しました。事業承継者は、可児市の人口増加に伴う住宅需要が依然高い水準にあることから、それに応じて3区画に宅地分譲したいとのことです。

5条、受付番号1番の案件との同時申請となります。

5条、受付番号2番は、下恵土の方と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して飲食店の駐車場を拡張整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成2年4月頃から、敷地の一部を駐車場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、土田の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成24年4月頃から、申請地に倉庫を建築していたため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、神奈川県川崎市の方と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、鳩吹台五丁目地内で、農業用倉庫、駐車場及び進入路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接農地は譲受人が所有する農地のみであり、CB設置等の防除策は行わないとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

熊 澤 委 員

受付番号1番、及び事業計画変更、受付番号1番、今渡お願いします。

推進委員1番の熊澤が受付番号1番及び事業計画変更、受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今年の第8回総会において審議がなされ許可された案件です。

今渡台に隣接する農地を3区画に宅地分譲する計画で、計画に変更はありませんが、事業者が変更となるため申請されました。申請地は農地のままです。既設の道路を利用し、雨水排水は水路管理者の排水同意を得られております。上下水道ともに整備されており、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。

議 長

受付番号2番、川合お願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号2番の案件について報告します。

受付番号2番は、川合地内の農地で、隣接の飲食店駐車場を拡張整備する申請です。

以前に飲食店、駐車場として転用許可を得て、転用された土地に隣接する農地を既設駐車場の拡張として整備されます。雨水排水は土地改良区排水路で、同意を得ており、問題ないと思います。

議 長

受付番号3番、4番、土田お願いします。

佐 橋 委 員

推進委員2番の佐橋が受付番号3番、4番の案件について報告します。

受付番号3番は、土田井之鼻地内にある農地で、3棟の分譲住宅を建築する申請です。隣接者への説明も済み、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。

上下水道とも整備されており、雨水は集水して浸透枡で自然浸透となっており、問題ないと思います。

受付番号4番は、土田渡地内にある農地で、親の土地に使用貸借権を設定して、子が一般個人住宅を建築する申請です。

隣接者への説明も済み、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。

上下水道とも整備されており、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

平成24年4月頃から、倉庫が建築されていたため始末書が提出されています。

議長 受付番号5番、鳩吹台をお願いします。

勝野委員 推進委員3番の勝野が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、鳩吹台の団地内にある農地で、遠方に居住する弟が所有する農地を、近隣に居住する姉が売買により取得して、隣接農地を管理するための倉庫や駐車場、進入路に整備する申請です。団地内であり隣接農地は譲受人のみで、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

玉木委員 事業計画変更、受付番号1番の案件について、造成費が予想以上に嵩むため事業実施を断念したとありますが、費用が嵩む理由などは分かりますか。

また、受付番号5番の案件について、団地内に農業用倉庫を作る理由を教えてください。

事務局 事業計画変更、受付番号1番については、申請地が1m程低い埋立て費用が掛かることと、周辺水路、排水路の改修が必要となったことが原因だと思います。

受付番号5番については、隣接地を農地として所有しており、団地内での路上駐車を避けるため、農作業時には駐車スペースとして使用し、耕作用の農機具を保管する倉庫を整備されます。

議長 他にご意見、ご質問はありますか。

【意見・質疑なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第6号及び議案第7号について、それぞれ原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第8号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第8号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

今月の申請は、1件です。

受付番号1番は、大森の自治会が所有する大森地内の田です。

該当農地は、平成25年7月に農地転用許可を得て、自治会の自動車の一時駐車場として使用していました。平成27年頃から山林原野化し、現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。  
 受付番号1番、大森お願いします。

伊 藤 委 員 農業委員10番の伊藤が受付番号1番の案件について報告します。  
 平成25年7月に転用許可を得て、自治会所有の自動車の一時駐車場として、2年程使用されましたが、登記地目の変更がされていませんでした。現地は、平成27年頃から使用されなくなり、山林原野化しており、高木が数本生えていますので、非農地として問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】  
 議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。  
 議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】  
 議 長 異議ないものと認め、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 続きまして、日程第5、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。  
 それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第5、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。  
 今月の申請は、2件です。  
 受付番号1番は、下恵土の方と土田の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。  
 川合地区内の該当農地について、令和8年2月までの3年間利用集積を図るものです。  
 受付番号2番は、下恵土の方と下恵土の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。  
 下恵土地区内の該当農地について、令和6年2月までの1年間利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】  
 議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。  
 議案第9号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】  
 議 長 異議ないものと認め、議案第9号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。  
 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の1月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数1件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の1月届出分です。

別添資料2をご覧ください。(件数1件)

農業用施設の届出書の1月届出分です。

届出はありませんでした。

続きまして、1月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

5件の届出がありました。

田 7筆 4,257.00 m<sup>2</sup> 畑 38筆 18,016.47 m<sup>2</sup> 合計 45筆 22,273.47 m<sup>2</sup>

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は2月24日の金曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第3回農業委員会総会は、令和5年3月1日水曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

タブレット端末研修について

農作業料金・農業労賃に関する調査について

議長

これをもちまして、令和5年第2回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。